

## 川崎市健康増進計画推進評価検討委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市健康増進計画(以下「計画」という。)に掲げた目標達成のための事業の推進と評価指標の検討を目的に、川崎市健康増進計画推進評価検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行う。

- (1) 計画の普及啓発や推進に関すること
- (2) 計画の評価や評価指標に関すること
- (3) 健康づくりシステムの構築に向けた環境整備に関すること
- (4) 各区健康づくり推進連絡会議との連携に関すること
- (5) その他健康づくりに関連する事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者各1名をもって構成する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員会の構成員のうち保健所支所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、審議に必要があるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 4 委員長は、委員会の運営上必要に応じ部会を設置することができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局保健所健康増進課健康づくり係において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成13年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表中「健康福祉局長寿社会部介護保険課」を「健康福祉局長寿社会部地域ケア推進担当」とする改正は、平成24年4月1日に遡って適用とする。

附 則

この要領は、平成25年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属	出席者
川崎区役所保健福祉センター	代表職員
幸区役所保健福祉センター	代表職員
中原区役所保健福祉センター	代表職員
高津区役所保健福祉センター	代表職員
宮前区役所保健福祉センター	代表職員
多摩区役所保健福祉センター	代表職員
麻生区役所保健福祉センター	代表職員
区役所保健福祉センター	代表保健所支所長
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課	代表職員
健康福祉局地域包括ケア推進室	代表職員
健康福祉局障害保健福祉部精神保健課	代表職員
こども未来局こども支援部こども保健福祉課	代表職員
市民文化局市民スポーツ室	代表職員
教育委員会事務局学校教育部健康教育課	代表職員